

第1

令和5年11月22日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

# 目 次

## 1 議案

議案第61号 唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について	… 1
議案第62号 学校現場の業務改善計画の改定について	… 22
議案第63号 唐津市星賀わんぱくハウスの廃止について	… 29

## 2 協議事項

① 学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書について	… 37
② 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定について	… 41
③ 学校給食費の公会計化に伴う事務の執行について	… 46
④ 公会計化に伴う学校給食費の諮問について	… 47

## 3 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 令和5年秋の教育長表彰について（教育総務課）	… 49
② 共催及び後援について（教育総務課）	… 55
③ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 56
(3) その他	

## 4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年12月28日（木）14時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

## 議案第 61 号

唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について  
唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 22 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 国及び佐賀県の給与改定に準じて教育長の期末手当を改定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたものである。

## 条 例 案 の 概 要

### 1 条例案の題名

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

### 2 改正理由

人事院勧告等に準じ改正するもの

### 3 条例案の内容

#### (1) 唐津市職員給与条例の一部改正（第1条及び第2条）

##### ア 給料表の改定

県に準じて職員給与と民間給与との較差 3,745 円（1.08%）解消のため、  
月例給引上げ

##### 【行政職給料表】

初任給：大卒程度 11,000 円（5.9%）、高卒程度 12,000 円（7.8%）引上げ  
初任給以外：若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに逡減させる形で引上げ

##### 【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

##### イ 期末手当・勤勉手当の改定

- ・ 国、県に準じて、期末・勤勉手当の年間の支給月数を 0.1 月分引上げ  
（再任用にあつては、0.05 月分引き上げ）
- ・ 期末・勤勉手当年間支給月数：4.4 月分→4.5 月分  
（再任用にあつては、2.3 月分→2.35 月分）

(ア) 一般職の職員（再任用職員、特定任期付職員を除く）

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合 計（月）	
現 行	期末手当	1.2	1.2	2.4	4.4
	勤勉手当	1.0	1.0	2.0	
令和 5 年度 （改正後）	期末手当	1.2	<u>1.25</u>	<u>2.45</u>	<u>4.5</u>
	勤勉手当	1.0	<u>1.05</u>	<u>2.05</u>	
令和 6 年度 以降	期末手当	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>2.45</u>	<u>4.5</u>
	勤勉手当	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	<u>2.05</u>	

（適用日：令和 5 年 1 2 月 1 日…表中段、令和 6 年 4 月 1 日…表下段）



## (イ) 再任用職員

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合計 (月)	
現 行	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.3
	勤勉手当	0.475	0.475	0.95	
令和5年度 (改正後)	期末手当	0.675	<u>0.7</u>	<u>1.375</u>	<u>2.35</u>
	勤勉手当	0.475	<u>0.5</u>	<u>0.975</u>	
令和6年度 以降	期末手当	<u>0.6875</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.375</u>	<u>2.35</u>
	勤勉手当	<u>0.4875</u>	<u>0.4875</u>	<u>0.975</u>	

(適用日：令和5年12月1日…表中段、令和6年4月1日…表下段)

## (2) 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第3条及び第4条)

特定任期付職員の期末手当の年間の支給月数を0.1月分引上げ

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合計 (月)
現 行	期末手当	1.65	1.65	3.3
令和5年度 (改正後)	期末手当	1.65	<u>1.75</u>	<u>3.4</u>
令和6年度 以降	期末手当	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>	<u>3.4</u>

(適用日：令和5年12月1日…表中段、令和6年4月1日…表下段)

(3) 唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
(第5条及び第6条)

会計年度任用職員の期末手当の年間の支給月数の上限を0.05月分引上げ

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合計 (月)
現 行	期末手当	1.25	1.25	2.50
令和5年度 (改正後)	期末手当	1.25	<u>1.30</u>	<u>2.55</u>
令和6年度 以降	期末手当	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>2.45</u>

※令和6年度以降は、一般職の職員の支給率に準じて改正を行う。

(適用日：令和5年12月1日…表中段、令和6年4月1日…表下段))

(4) 市長及び副市長の給料その他の給与条例（第7条及び第8条）、唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第9条及び第10条）、唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（第11条及び第12条）、唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第13条及び第14条）の一部改正

市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者及び市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合計（月）
現 行	期末手当	1.65	1.65	3.3
令和5年度 （改正後）	期末手当	1.65	<u>1.75</u>	<u>3.4</u>
令和6年度 以降	期末手当	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>	<u>3.4</u>

（適用日：令和5年12月1日…表中段、令和6年4月1日…表下段）

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、次の事項については、各項目に記載する日からの適用又は施行とする。

- ・令和5年 4月1日適用…給与条例別表第1（行政職給料表）及び別表第2（医療職給料表）
- ・令和5年12月1日適用…改正後の令和5年12月支給の期末手当及び勤勉手当
- ・令和6年 4月1日施行…令和5年度以降支給の期末手当及び勤勉手当

(案)

資料2

議案第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年 月 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 人事院勧告等に準じ改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

(唐津市職員給与条例の一部改正)

**第1条** 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1～2** 略

**第2条** 唐津市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第3条** 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第4条** 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第5条** 唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

**第6条** 唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

（市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部改正）

**第7条** 市長及び副市長の給料その他の給与条例（平成17年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第8条** 市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

（唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

**第9条** 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第10条** 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

（唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

**第11条** 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第12条** 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

（唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

**第13条** 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第14条** 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条中唐津市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定 令和5年4月1日
  - (2) 第1条中給与条例第27条及び第30条の改正規定並びに第3条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定 令和5年12月1日

議案第 号参考資料（第9条関係）

唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

議案第 号参考資料（第10条関係）

唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>



## 佐賀県条例第 号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

（佐賀県職員給与条例の一部改正）

第1条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（初任給調整手当）</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>414,800円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、</p>

改正前	改正後
<p>基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4</b> 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定 幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4</b> 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹 部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。

**別表第1～4** 略

**第2条** 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死</p>

改正前	改正後
<p>亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合)」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>	<p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合)」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>

**第4条** 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>	<p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

**第5条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>378,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>426,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>479,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>541,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>378,000</u>	2	<u>426,000</u>	3	<u>479,000</u>	4	<u>541,000</u>	<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>382,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>431,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>484,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>547,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>382,000</u>	2	<u>431,000</u>	3	<u>484,000</u>	4	<u>547,000</u>
号給	給料月額（円）																				
1	<u>378,000</u>																				
2	<u>426,000</u>																				
3	<u>479,000</u>																				
4	<u>541,000</u>																				
号給	給料月額（円）																				
1	<u>382,000</u>																				
2	<u>431,000</u>																				
3	<u>484,000</u>																				
4	<u>547,000</u>																				

改正前		改正後	
5	617,000	5	624,000
6	721,000	6	729,000
7	842,000	7	851,000
<p>2～5 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>		<p>2～5 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	

**第6条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。



改正前	改正後																																												
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																												
<p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">400,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">461,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">523,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">605,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">704,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">803,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">335,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">370,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">398,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員</p>	号給	給料月額 (円)	1	400,000	2	461,000	3	523,000	4	605,000	5	704,000	6	803,000	号給	給料月額 (円)	1	335,000	2	370,000	3	398,000	<p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">404,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">466,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">529,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">612,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">712,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">812,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">339,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">374,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">402,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員</p>	号給	給料月額 (円)	1	404,000	2	466,000	3	529,000	4	612,000	5	712,000	6	812,000	号給	給料月額 (円)	1	339,000	2	374,000	3	402,000
号給	給料月額 (円)																																												
1	400,000																																												
2	461,000																																												
3	523,000																																												
4	605,000																																												
5	704,000																																												
6	803,000																																												
号給	給料月額 (円)																																												
1	335,000																																												
2	370,000																																												
3	398,000																																												
号給	給料月額 (円)																																												
1	404,000																																												
2	466,000																																												
3	529,000																																												
4	612,000																																												
5	712,000																																												
6	812,000																																												
号給	給料月額 (円)																																												
1	339,000																																												
2	374,000																																												
3	402,000																																												



改正前	改正後
給与条例第17条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	給与条例第17条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(佐賀県職員給与条例の適用除外等)	(佐賀県職員給与条例の適用除外等)
<b>第6条 略</b>	<b>第6条 略</b>
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

(佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

**第9条** 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)	(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)
<b>第2条 略</b>	<b>第2条 略</b>
2～7 略	2～7 略
8 第1項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u>	8 第1項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u>

改正前	改正後
<p>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>9～12 略</p>	<p>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>9～12 略</p>

附 則

（施行期日等）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（佐賀県職員給与条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第7条の3及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第5条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下この条及び次条において「任期付研究員条例」という。）第5条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第17条及び第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（次条において「特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付職員条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第7条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第9条の規定による改正後の佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次条において「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

**第2条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例、第7条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第9条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第3号。以下この条において「改正条例第3号」という。）附則第7条及び佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例37号。以下この条において「改正条例第37号」という。）附則第6条の規定に基づいて支給された給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定に基づいて支給された給料の調整額を含む。）、第3条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給

与条例の規定による給与（改正条例第3号附則第7条及び改正条例第37号附則第6条の規定による給料並びに改正条例第37号第9条の規定による給料の調整額を含む。）、第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による給与、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与、第7条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は第9条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

**第3条** 前条に定めるもののほか、この条例（第9条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

令和5年10月19日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員について給与改定を行う等のため、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和5年 月 日提出

佐賀県知事 山 口 祥 義

## 議案第62号

学校現場の業務改善計画の改定について  
学校現場の業務改善計画を次のように改定するものとする。

令和5年11月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

学校現場の業務改善計画

別紙のとおり

提案理由 前回の改定から3年が経過し、その成果や課題を踏まえ、学校現場の業務改善について、より実効性のあるものとするため、学校現場の業務改善計画を改定するものである。

# 学校現場の業務改善計画（改定案）

平成30年5月策定  
令和2年 2月改定  
令和5年11月改定  
唐津市教育委員会

## 1 基本的な考え方

教職員が健康的に日々の業務に従事できる環境を整備することは、学校設置者の責務であり、そうした職場環境こそが、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する質の高い教育を持続的に実践していくための基盤となる。

## 2 目標

教職員の時間外勤務の縮減を実現する。

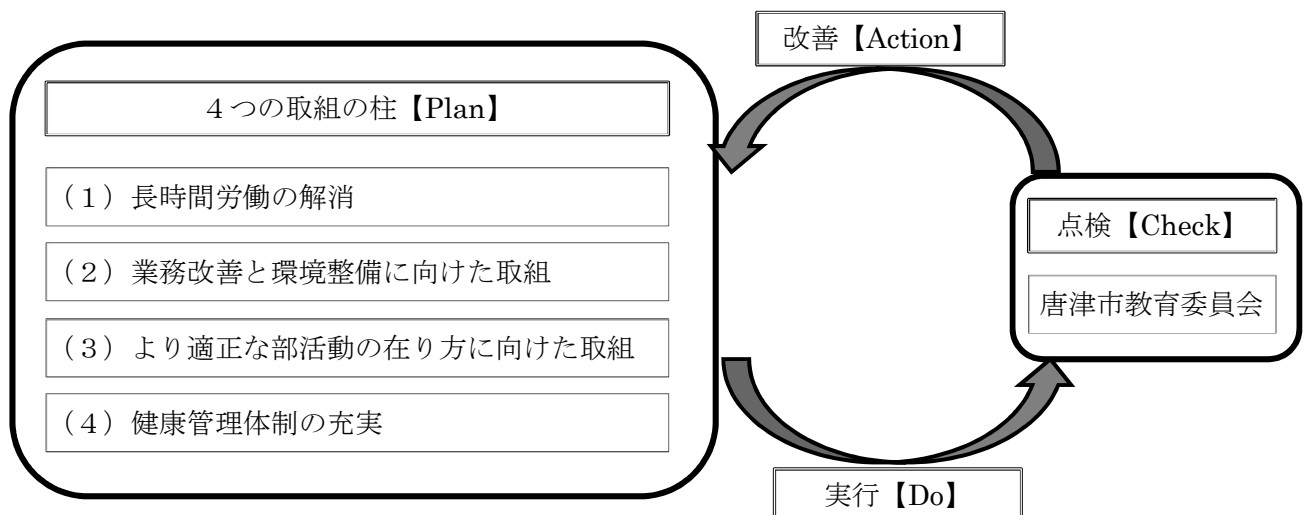
令和5（2023）～令和7（2025）年度までの3年間で、次に掲げる目標の実現を目指す。

- 業務改善の取組を促進し、3年後には、唐津市立小・中学校の教職員の月間平均時間外**在校等**時間数を月45時間以下とする**だけでなく、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0**を目指す。

※ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにおいて、上限の目安時間は、1ヶ月の**在校等時間**の総時間から定められた勤務時間を減じた時間は45時間である。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間は、1ヶ月あたり80時間を上限とする。（教育職員の勤務時間の上限に関する方針）

## 3 取組の柱・進捗状況の点検



#### 4 目標達成に向けた具体的な取組

取組の柱	市教委が行う取組	学校が行う取組
(1) 長時間労働の解消	<p>①パソコンで記録する業務記録票を活用し、時間外<b>在校等時間</b>の実態を把握する。</p> <p>②時間外<b>在校等時間</b>の一覧表を<b>校長研</b>等で<b>提示</b>し、長時間労働の解消を呼びかけ、人事評価制度や学校評価と関連付けて教職員の働き方に関する意識改革に<b>向けた取組を進める</b>。</p> <p>③定時退勤日の実施を徹底するよう呼びかける。</p> <p>④<b>8月12日～16日の学校閉庁を実施する</b>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は教職員の<b>在校等時間</b>の実態を正確に把握する。</li> <li>・職員会議の時間短縮と定刻終了に努める。</li> <li>・定時退勤日（週1日）の実施を徹底する。</li> <li>・<b>長期休業中は、特に時間外在校等時間の解消に努める</b>。</li> <li>・休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。</li> </ul>
(2) 業務改善と環境整備に向けた取組	<p>①学校を対象とする調査・会議を厳選する。</p> <p>②業務量や<b>時間外在校等時間</b>の削減に効果があった取組事例などを各学校に紹介し、業務の見直しを働きかける。</p> <p>③生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、<b>教員業務支援員</b>等を適正に配置する。</p> <p>④教育行政職の学校経営への参画推進の環境を整備する。</p> <p>⑤<b>1人1台端末</b>や統合型校務支援システム等のICT活用を推進し、<b>授業改善</b>や事務処理の効率化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事や会議の精選・効率化に努め、<b>特定の職員に負担がかかることがないように校務分掌の平準化を図る</b>。</li> <li>・外部の専門機関との連携・協力体制の充実・強化を図る。</li> <li>・教諭等が行っている業務の一部を教育行政職員等と<b>分担</b>し、教育行政職員の学校経営への参画を進める。</li> <li>・統合型校務支援システムや校内LANを活用し情報共有を充実させ業務の効率化を図る。</li> <li>・<b>1人1台端末の効率的な活用により、効果的な授業を行うだけでなく、教職員の業務改善に取り組む</b>。</li> </ul>
(3) より適正な部活動のあり方	<p>①唐津市「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を周知徹底し、適正な部活動の運営を図るよう指導する。</p> <p>②保護者や地域に唐津市「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」や「県下一斉部活動休養日」「唐津市部活動一斉停止日」の趣旨を周知し、部活動の過熱化を防ぐ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を策定・公表し、より適正な部活動の運営を図る。</li> <li>・毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」と毎月第1または第2水曜日の「唐津市部活動一斉停止日」の実施を徹底する。</li> <li>・管理職は各部の活動内容・日数・時間・休養日の現状を把握し、適正な運営を徹</li> </ul>

	<p>③部活動において、休日を中心に活動の主体を地域へ移行すべく関係部局と連携し、取組を進める。</p>	<p>底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの部に複数の顧問を配置できるような部活動の数の適正化に努める。</li> <li>・部活動指導員の活用や外部の指導者、地域の社会体育活動を活用し教職員の負担軽減を図る。</li> </ul>
<p><b>(4) 健康管理体制の充実</b></p>	<p>①医師による面接指導体制を充実させ、面接指導を受けやすい体制づくりを行う。</p> <p>②教職員のメンタルヘルス対策を推奨する。</p> <p>③ストレスチェックを効果的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は時間外<b>在校等時間</b>が1ヶ月80時間から100時間未満において、疲労の蓄積が認められる教職員に対する産業医等の面接指導を行う医師による面接指導を奨励する。</li> <li>・管理職は時間外<b>在校等時間</b>が1ヶ月100時間を超えた教職員に対する産業医による面接指導を受けた結果から必要に応じ産業医等の助言を受け、<b>就労環境の改善に努める。</b></li> <li>・衛生委員会の議事内容を再検討し、職場環境の改善につなげる。</li> <li>・悩みなどを相談しやすい職場の雰囲気づくりに努める。</li> </ul>

## 学校現場の業務改善計画新旧対照表

令和5年11月改定

旧 (令和2年2月改定)	新 (令和5年11月改定)
<p>2 目標</p> <p>令和元（2019）～令和3（2021）年度までの3年間で、<u>下に掲げる目標の実現を目指す。</u></p> <p>○ 業務改善の取組を促進し、3年後には、唐津市立小・中学校の教職員の月間平均時間外勤務時間数を月45時間以下とする。</p> <p>4 目標達成に向けた具体的な取組</p> <p>(1)長時間労働の解消</p> <p>市教委が行う取組</p> <p>①パソコンで記録する業務記録票を活用し、<u>時間外勤務の実態を把握する。</u></p> <p>②時間外勤務の一覧表を校長会等で提示するなど長時間労働の解消を呼びかけ、人事評価制度や学校評価と関連付けて教職員の働き方に関する意識改革を図る。</p>	<p>2 目標</p> <p>令和5（2023）～令和7（2025）年度までの3年間で、<u>次に掲げる目標の実現を目指す。</u></p> <p>○ 業務改善の取組を促進し、3年後には、唐津市立小・中学校の教職員の月間平均時間外在校等時間数を月45時間以下とするだけでなく、<u>月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0を目指す。</u></p> <p>4 目標達成に向けた具体的な取組</p> <p>(1)長時間労働の解消</p> <p>市教委が行う取組</p> <p>①パソコンで記録する業務記録票を活用し、<u>時間外在校等時間の実態を把握する。</u></p> <p>②時間外在校等時間の一覧表を校長研等で提示し、<u>長時間労働の解消を呼びかけ、人事評価制度や学校評価と関連付けて教職員の働き方に関する意識改革に向けた取組を進める。</u></p> <p>④8月12日～16日の学校閉庁を実施する。</p>



<p>学校が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理職は教職員の<u>在勤時間等</u>の実態を正確に把握する。</li><li>・特に<u>長期休業中は時間外勤務の解消に努める。</u></li></ul> <p>(2)業務改善と環境整備に向けた取組</p> <p>市教委が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>②<u>業務量の削減</u>に効果があった取組事例などを各学校に紹介し、業務の見直しを働きかける。</li><li>③生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等<u>を適正に配置する。</u></li><li>⑤<u>統合型校務支援システム等のICT活用</u>を推進し、<u>事務処理の効率化</u>に努める。</li></ul> <p>学校が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校行事や会議の精選・<u>効率化に努める。</u></li><li>・特定の職員に負担がかかることがないように校務分掌の平準化を図る。</li><li>・教諭等が行っている業務の一部を教育行政職員が<u>行い</u>、教育行政職員の学校経営への参画を進める。</li></ul> <p>(3)より適正な部活動のあり方</p> <p>市教委が行う取組</p>	<p>学校が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理職は教職員の<u>在校等時間</u>の実態を正確に把握する。</li><li>・<u>長期休業中は、特に時間外在校等時間の解消に努める。</u></li></ul> <p>(2)業務改善と環境整備に向けた取組</p> <p>市教委が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>②<u>業務量や時間外在校等時間の削減</u>に効果があった取組事例などを各学校に紹介し、業務の見直しを働きかける。</li><li>③生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、<u>教員業務支援員等</u>を適正に配置する。</li><li>⑤<u>1人1台端末や統合型校務支援システム等のICT活用</u>を推進し、<u>授業改善や事務処理の効率化</u>に努める。</li></ul> <p>学校が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校行事や会議の精選・<u>効率化に努め</u>、特定の職員に負担がかかることがないように校務分掌の平準化を図る。</li><li>・教諭等が行っている業務の一部を教育行政職員等と<u>分担し</u>、教育行政職員の学校経営への参画を進める。</li><li>・<u>1人1台端末の効率的な活用により、効果的な授業を行うだけでなく、教職員の業務改善に取り組む。</u></li></ul> <p>(3)より適正な部活動のあり方</p> <p>市教委が行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>③部活動において、<u>休日を中心に活動の主体を地域へ移行すべく関係部局と連携し、取組を進める。</u></li></ul>
---	---

学校が行う取組

- ・ 外部の指導者や地域の社会体育を活用し教職員の負担軽減を図る。

#### (4)健康管理体制の充実

市教委が行う取組

- ① 医師による面接指導体制を充実させる。

学校が行う取組

- ・ 管理職は時間外勤務が1ヶ月80時間から100時間未満において、疲労の蓄積が認められる教職員に対する産業医又は面接指導を行う医師による面接指導を奨励する。

- ・ 管理職は時間外勤務が1ヶ月100時間を超えた教職員に対する産業医による面接指導を奨励する。

学校が行う取組

- ・ 部活動指導員の活用や外部の指導者、地域の社会体育活動を活用し教職員の負担軽減を図る。

#### (4)健康管理体制の充実

市教委が行う取組

- ① 医師による面接指導体制を充実させ、面接指導を受けやすい体制づくりを行う。

学校が行う取組

- ・ 管理職は時間外在校等時間が1ヶ月80時間から100時間未満において、疲労の蓄積が認められる教職員に対する産業医等の面接指導を行う医師による面接指導を奨励する。

- ・ 管理職は時間外在校等時間が1ヶ月100時間を超えた教職員に対する産業医による面接指導を受けた結果から必要に応じ産業医等の助言を受け、就労環境の改善に努める。

## 議案第63号

唐津市星賀わんぱくハウスの廃止について

唐津市星賀わんぱくハウス条例（平成17年条例第310号）に定める唐津市星賀わんぱくハウスの廃止について次のとおり定める。

令和5年11月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市星賀わんぱくハウスは、令和6年3月31日で廃止とする。

提案理由 令和5年9月の定例教育委員会にて協議をおこなった「唐津市星賀わんぱくハウスの今後の方針について」に基づき、唐津市星賀わんぱくハウスの廃止を令和6年3月31日とするものである。

## 唐津市星賀わんぱくハウスの今後の方針について

### 1 経緯と今後の方針について

星賀わんぱくハウスは、平成16年7月に入野小学校星賀分校が本校に統合されたことに伴い学校施設からの用途変更を行い、地域住民の社会教育活動等の増進を図るための施設として開設された。

現在では、星賀わんぱくハウスの研修棟は、雨漏り等の建物の劣化がひどく、救命の機器の設置など必要な設備もないうえに、エアコンや調理施設もないため、何年も利用が無い状態である。運動場については、地元住民がグラウンドゴルフのみで利用されている。

唐津市公共施設再配置計画では、本施設は短期で用途廃止となっており、現在の施設の状況では、今後開館を継続し利用させることが困難であるため、令和6年3月末をもって唐津市星賀わんぱくハウスを廃止としたい。

### 2 施設廃止の時期

令和6年3月31日

※令和6年3月市議会に条例の廃止について上程したい。

### 3 施設の概要

#### (1) 設置目的

地域住民の社会教育活動等の増進を図り、豊かな活力あるまちづくりを推進する。

#### (2) 施設概要

- ・所在地 唐津市肥前町星賀乙2072番地
- ・敷地面積 7,407㎡
- ・施設 研修棟、運動場、倉庫その他附帯施設

研修棟は、鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積642.83㎡

・位置図及び平面図・・・別添のとおり

#### 4 利用状況

令和4年度・・・3団体，延べ161日、延べ1,873人

令和3年度・・・3団体，延べ296日、延べ3,557人

令和2年度・・・3団体，延べ295日、延べ2,679人

令和元年度・・・3団体，延べ237日、延べ2,632人

※利用については、地元住民によるグラウンドゴルフのみ。

#### 5 その他

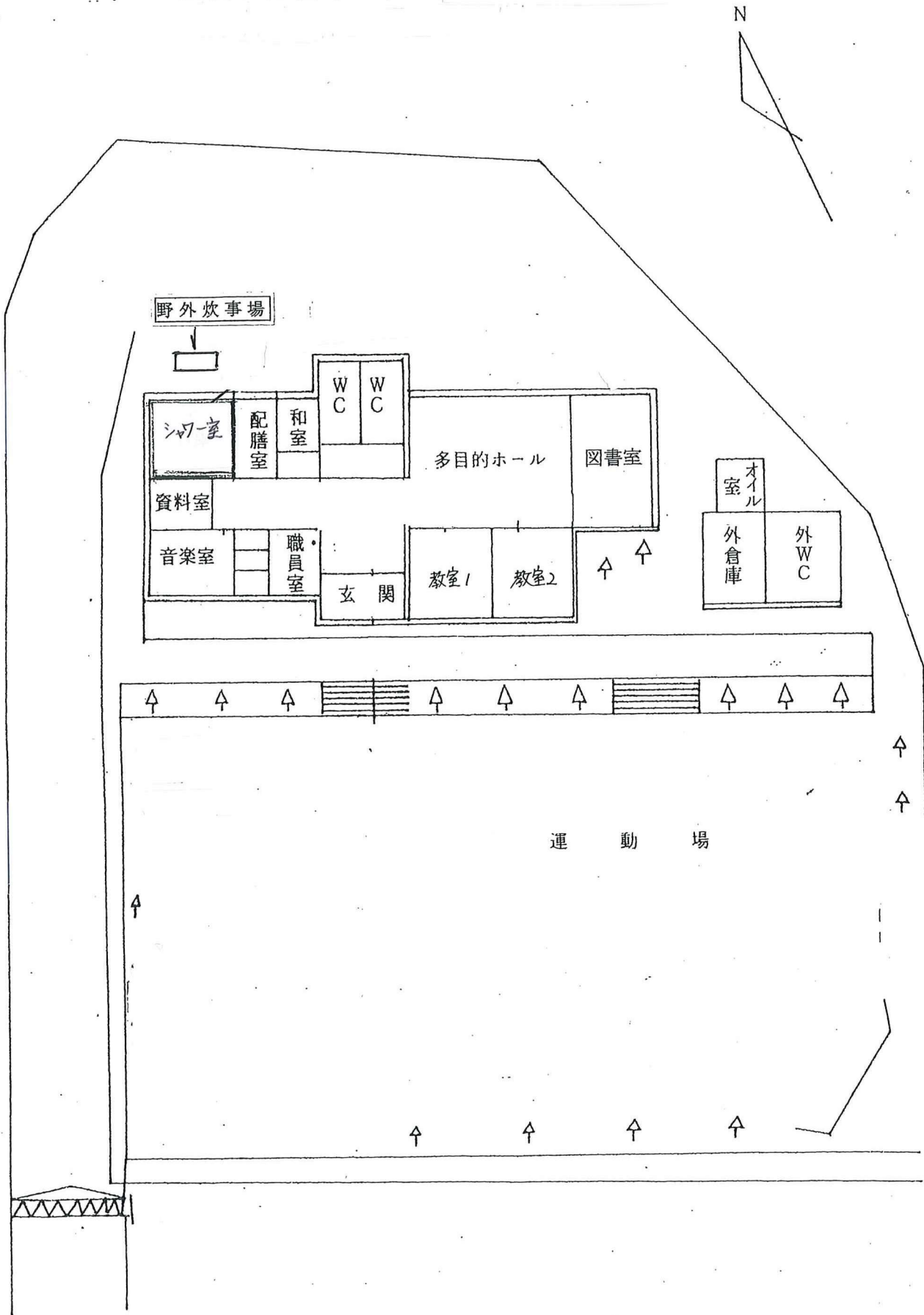
閉館後の施設の利用については、研修棟は使用不可とし、将来的に解体する予定。運動場については、地域活性化及び地域住民の健康増進のために、星賀区が利用を希望されているため調整を行いたい。







星賀わんぱくハウス 【平面図】



(設置)

第1条 地域住民の社会教育活動等の増進を図り、豊かな活力あるまちづくりを推進するため、唐津市星賀わんぱくハウス(以下「わんぱくハウス」という。)を設置する。

(位置)

第2条 わんぱくハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市星賀わんぱくハウス

位置 唐津市肥前町星賀乙2072番地

(施設)

第3条 わんぱくハウスに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 研修棟
- (2) 運動場
- (3) 倉庫その他附帯施設

(管理)

第4条 わんぱくハウスは、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(利用の許可)

第5条 わんぱくハウスを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、わんぱくハウスの管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、わんぱくハウスの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用者の義務)

第7条 わんぱくハウスの利用者は、この条例及びこれに基づく規則の規定、第5条第2項の規定により利用の許可に付された条件並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第6条各号に掲げる事由に該当したとき。
  - (2) 前条の規定に違反したとき。
  - (3) わんぱくハウスの設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項に基づく利用許可の取消し等によって、利用者が受けた損害について教育委員会は、賠償の責めを負わない。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、わんぱくハウスを利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 わんぱくハウスの利用の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したとき(利用の許可の取消し、制限又は停止を受けたときを含む。)は、職員の指示に従い直ちに原状に回復しなければならない。



(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、その利用によりわんぱくハウスの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平18条例52・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の肥前町星賀わんぱくハウス設置及び管理に関する条例(平成16年肥前町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条(別表第3備考の改正規定を除く。)まで、第30条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市巖木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に規定する日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

(平25条例34・平31条例7・一部改正)

星賀わんぱくハウス使用料

施設名	区分	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時(1時間当たり)
研修棟	市内	520円	520円	940円	210円
	市外	1,040円	1,040円	1,880円	310円
運動場	市内	310円	310円	520円	100円
	市外	620円	620円	1,040円	210円

備考

- (1) 物品の展示販売及び営利を目的とする興行に利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。
  - ア 市内在住者が利用するとき この表に定める額の2倍
  - イ 市内在住者以外の者が利用するとき この表に定める額の4倍
- (2) 規則に定めるわんぱくハウスの利用時間を超えて利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。ただし、午後10時から午前7時までの利用については、別表に掲げる午後5時から午後10時までの使用料によって算定するものとする。
  - ア 2時間未満 別表に掲げる当該利用時間の使用料の5割相当額
  - イ 2時間以上 別表に掲げる当該利用時間の使用料の10割相当額